

豊川市市民協働推進事業補助金

平成30年度の協働事業の企画を募集します！

この補助金は、市民の連携強化を図るとともに市民協働のまちづくりの推進を図るため、市民活動団体や地縁組織（連区・町内会）が提案する協働事業に対して、必要経費の一部を補助する制度です。市民活動団体や地縁組織のみなさんの積極的な応募をお待ちしています。

※協働とは…市民活動団体、地縁組織、学校等、企業及び行政が、共通の目的に対し、対等な立場で協力しながら、相互の社会資源（資金、財産、人材、知識、技術等まちづくりの事業を実施するために必要な資源をいう。）を提供し活動を行うことをいいます。

補助金概要

1、対象事業

市内で実施される、「協働」で行うまちづくり事業で、対象団体につき1年度1回

2、対象団体

- ・市民活動団体
- ・地縁組織（連区・町内会）
- ・市民活動団体、地縁組織、学校等、企業及び行政などが複数で構成する団体

3、補助金額

1事業あたり上限20万円（同一事業で最長3年間補助を受けることができます。）
1年目：対象経費の5分の3、2年目：対象経費の5分の2、3年目：対象経費の5分の1

4、募集開始

平成30年4月2日（月）より随時募集を受け付けております。

先着順で受付を行います。事業内容を審査後、予算の上限額に達し次第募集を締め切りますので、申請書類に必要事項を記入の上、豊川市役所市民協働国際課までご提出ください。

詳細は、裏面以降をご覧ください。なお、補助金交付要綱等は市民協働国際課窓口で配布しています。

また、豊川市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。申請にかかる相談は市民協働国際課でお受けしますので、お気軽にお問い合わせください。

【応募・問い合わせ先】

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市役所市民部市民協働国際課 市民協働係

電話 0533-89-2165 FAX 0533-95-0010

E-mail : kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp

豊川市市民協働推進事業補助金



1、対象事業

補助金の交付の対象とする事業は、補助対象者が平成30年度中に行い、市民活動団体、地縁組織、学校等、企業及び行政のいずれか又は複数と協働して市内で行う次に掲げる事業。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) まちづくりの推進を図る事業
- (4) 観光の振興を図る事業
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (7) 環境の保全を図る事業
- (8) 災害救援事業
- (9) 地域安全事業
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- (11) 国際協力を行う事業
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (13) 子どもの健全育成を図る事業
- (14) 情報化社会の発展を図る事業
- (15) 科学技術の振興を図る事業
- (16) 経済活動の活性化を図る事業
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- (18) 消費者の保護を図る事業
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずるものとして市長が認める事業

上記に該当する事業であっても以下は対象外とします。

- (1) 主たる事業効果が本市の区域外で生じる事業
- (2) 他に市からの補助又は助成が実施されている、又はされる事業
- (3) 信者・信徒が主催する寺社祭礼等の宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的な活動に関する事業
- (5) 営利を目的とした活動に関する事業
- (6) 行政とのみ協働し、実施する事業

2、対象団体

- ・市民活動団体（とよかわボランティア・市民活動センターへの登録が必要）
- ・地縁組織（連区・町内会）
- ・市民活動団体、地縁組織、学校等、企業及び行政などが複数で構成する団体（例：〇〇〇実行委員会）

3、補助金額

- ・1事業当たり1年度につき20万円を限度
- ・1年度につき1回、連続して最長3年間
- ・補助率
 - 1年目：補助対象経費の5分の3
 - 2年目：補助対象経費の5分の2
 - 3年目：補助対象経費の5分の1

4、補助対象経費

(1) 補助対象経費区分

区 分	項 目
報償費	講師・専門家等への謝礼等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、燃料費等
役務費	通信運搬費、保険料等（火災、地震等の家屋にかかるものは除く。）
委託料	専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等のレンタル・リース料等
原材料費	セメント、砂利、鋼材、木材等の資材
備品購入費	3万円以上で反復使用に耐えるものの購入費（ただし、事業に不可欠とされるもの）
その他経費	その他市長が認める経費

(2) 補助対象外経費

次に掲げるものは、上記区分にかかわらず原則補助対象経費としない

- (1) 補助対象団体及び協働する者の運営に関する事務費等の経常的な経費
- (2) 補助対象団体及び協働する者の構成員に対する人件費、謝礼、交通費、宿泊費及び食糧費（お茶を除く）
- (3) 協働する者が企業の場合、その企業から購入する物品等に係る経費
- (4) 食糧費に類する経費のうち親睦にかかる経費
- (5) 記念品等の購入経費
- (6) 領収書等により、補助対象者が支払ったことが明確にできない経費
- (7) その他市長が適切でないと認めた経費

